

食の安全安心推進基本計画（第５期） （中間案）

パブリックコメント用公表資料

令和７年９月

宮城県

食の安全安心推進基本計画（第5期）

目次

第1	基本計画策定の考え方	01
1	基本計画策定の背景	01
2	基本的事項	02
	(1) 基本計画の目的	
	(2) 基本計画の位置付け	
	(3) 基本計画策定の方法	
	(4) 基本計画の期間	
第2	施策の大綱	04
1	食の安全の確保	
2	食の安心の確保	
第3	これまでの取組成果と今後の課題	05
I	安全で安心できる食品の供給の確保	
II	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
III	食の安全安心を支える体制の整備	
IV	第4期計画における数値目標の達成状況	
第4	施策の展開	11
	食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）施策体系一覧	11
I	食の安全の確保	
1	一次産業における適切な生産環境の確保	13
	(1) 適切な生産資材製造業者の監視・検査	14
	No.01 農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
	No.02 畜産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
	No.03 水産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
	(2) 適切な生産に向けた生産者の指導	15
	No.04 安全な農産物の生産に向けた指導	
	No.05 安全な畜産物の生産に向けた指導	
	No.06 安全な水産物の生産に向けた指導	
	No.07 安全な林産物の生産に向けた指導	
	(3) 食の安全性確保に関する知見の蓄積	16
	No.08 農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
	No.09 畜産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
	No.10 水産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
	No.11 林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	

2	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	17
(4)	適切な監視指導及び食品検査の実施	18
No. 12	食品営業施設の監視指導の徹底	
No. 13	監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保	
No. 14	食品表示の適正化に向けた調査等の実施	
No. 15	食品等に含まれる放射性物質検査の実施	
(5)	食品事業者による安全性確保に向けた支援	19
No. 16	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援	
No. 17	取組宣言による自主基準の公開	

II 食の安心の確保

3	県民参加体制の構築	20
(6)	幅広い県民意見収集機会の提供	21
No. 18	食の安全安心に関する県民アンケートの実施	
No. 19	監視指導計画に対するパブリックコメントの実施	
No. 20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置	
No. 21	食の安全安心に係る相談窓口の設置	
(7)	食の安全安心に関する情報発信	22
No. 22	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信	
No. 23	食の安全性に関する PR イベント等の開催	
(8)	消費者等に対する研修会等の実施	23
No. 24	食の安全安心に係る各種研修会等の実施	
No. 25	放射性物質に関するリスクコミュニケーションの充実	
No. 26	食育の推進と教育現場等における食に関する正しい知識の普及	
4	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	24
(9)	食の危機管理対応マニュアルの整備	25
No. 27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	
No. 28	食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有	
No. 29	継続的に安全を担保するための内部人材育成	

第5	基本計画の推進と関連計画	26
----	--------------	----

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の背景

食の安全安心については、戦後間もなくから食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）や日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）等関係法令に基づき、その確保を図ってきましたが、平成 8 年の腸管出血性大腸菌 0157 による大規模な食中毒、平成 12 年の汚染脱脂粉乳等による集団食中毒、平成 13 年の国内初の牛海綿状脳症の発生、平成 14 年の輸入野菜における農薬の残留や無登録農薬の販売が発覚するなど、全国的に様々な問題が発生しました。これらを受け、食品の安全性の確保についての基本理念や食品安全委員会の設置等を定めた、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）が制定され、食品衛生法等関係法令の改正が行われることになりました。

一方、宮城県においても、平成 14 年 3 月に、韓国産の輸入生かきが県産の生かきに混入するという、県産の食品に対する信頼性を著しく低下させる事件が発生したほか、無登録農薬の使用も判明したこともあり、平成 15 年 3 月に、関係者がそれぞれの立場で取り組んでいる安全対策を官民一体となって推進することを目指した、みやぎ食の安全安心基本方針を策定しました。その後、みやぎ食の安全安心推進条例（平成 16 年宮城県条例第 31 号・以下「条例」という。）を制定し、それに基づく食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定することで、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

この度、第 4 期基本計画の計画期間が満了することから、食の安全安心を巡る情勢の変化や県民の意向を踏まえ、これまでに取り組んできた施策を精査しつつ、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、第 5 期基本計画を策定します。

なお、第 5 期基本計画の策定に当たっては、食の安全安心確保に関する施策が、県の各種計画においても規定されていることから、各種計画との関連性を分かりやすく整理することで、行政効率化の観点との両立を図ります。

みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯

H15.3

・みやぎ食の安全安心基本方針策定

H15.9

・みやぎ食の安全安心アクションプラン策定

H16.4

・みやぎ食の安全安心推進条例施行

H18.3

・食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第1～4期）策定（計画期間：各5年）

R8.3

・食の安全安心推進基本計画（第5期）策定

2 基本的事項

(1) 基本計画の目的

条例第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(2) 基本計画の位置付け

基本計画は、条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するため、食の安全安心確保に関する県の各種計画を、総合的に取りまとめたものです。

基本計画と各計画との
関連イメージ



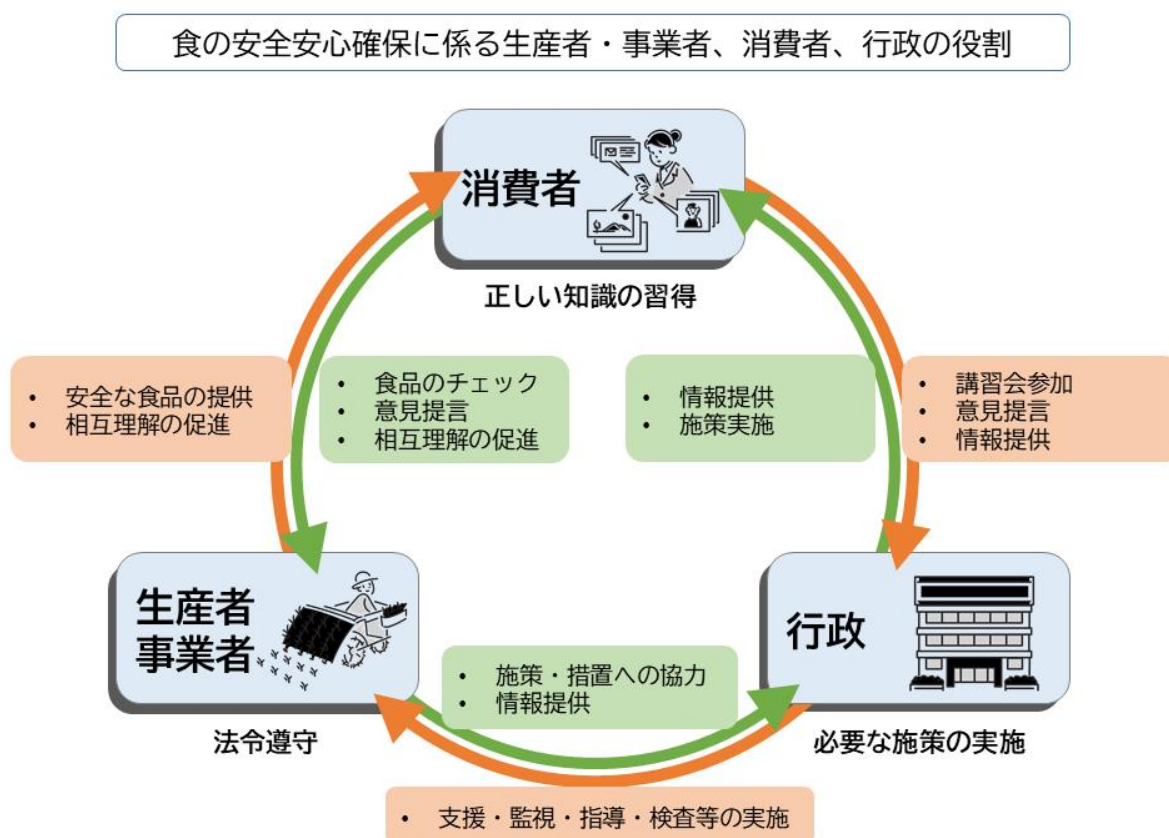
(3) 基本計画策定の方法

基本計画の策定に当たっては、条例第6条第3項の規定により、県民の意見を反映することができるようパブリックコメントを行うほか、同条第4項の規定により、みやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、議会の議決を経ます。

なお、基本計画の変更に当たっても、同条第6項の規定により同様の方法をとることとしています。

(4) 基本計画の期間

この基本計画の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



第2 施策の大綱

これまでの基本計画は、安全で安心できる食品の供給の確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立、食の安全安心を支える体制の整備、の3つの大綱で構成されてきましたが、第1期基本計画策定から20年が経過したことに鑑み、第5期基本計画は、施策数を第4期基本計画の42施策から29施策に整理統合するなど、抜本的な見直しを図り、簡易で分かりやすい計画としました。

加えて、食の安全安心に関する各施策の大部分については、県が策定している各種計画においても規定されていることも踏まえ、原則的に各施策は、その施策が規定される各種計画に基づき推進することで、行政効率化の観点との両立も図ります。

現在、宮城県では「食の安全」を科学的知見に基づく安全性、「食の安心」を科学的知見に基づく安全性を踏まえた信頼性と定義しています。安全と安心、それぞれの観点で必要な施策を分かりやすく展開させるため、「食の安全の確保」と「食の安心の確保」を施策の大綱とします。

1 食の安全の確保

科学的知見に基づく食品の安全性確保を目指し、生産から流通・販売段階における、法律等に則った監視指導や食品表示の適正化などを推進します。

2 食の安心の確保

科学的知見に基づいて確保された安全性を正しく理解できる環境整備に向けて、県、生産者・事業者、消費者の3主体が積極的に関わり、信頼関係の構築や情報共有ができる体制構築を推進します。

なお、本計画では、SDGsとして掲げられた17の目標のうち、下記10目標に基づき行動します。



SDGs とは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略であり、国連加盟国が2030年までに達成を目指す持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2015年9月の国連サミットで採択されました。

第3 これまでの取組成果と今後の課題

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1)生産者の取組への支援

- 環境にやさしい持続的な農業の推進については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）に取り組む生産者を支援した他、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進しました。引き続き取組を継続していきます※¹。
- 農業生産工程管理（GAP）については、各種施策により普及拡大を図りましたが、経営判断により必ずしも認証登録を継続しない生産者もあり、認証取得の目標件数には至りませんでした。引き続き、みやぎ農場 GAP 取組支援制度等により「する GAP」の普及を推進します※²。
- 農薬の適正使用の推進については、計画通りに農薬危害防止運動や研修事業等を実施し、農薬取扱者の資質向上や指導体制の維持を達成することができました。引き続き取組を継続していきます。
- 牛のトレーサビリティシステムの推進については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です※³。

※¹ 環境負荷低減については、第5期計画以降は関連計画「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」において推進します。

※²、※³ 農業生産工程管理、牛トレーサビリティについては、第5期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

(2)農林水産物生産環境づくり支援

- 土壌環境適正化の推進については、カドミウム基準値超過米発生抑制のための適正な水管理の徹底の他、超過米の市場流通防止に向けた検査等を実施しました。カドミウム低吸収性イネの現地実証等を含め、引き続き取組を継続していきます。
- 家畜伝染病発生予防の徹底については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた統一検査マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です※。
- 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図るとともに、県と国が連携して浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで衛生管理体制の強化を図りました。一方、貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。
- 特用林産物の生産再開への支援については、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達等を支援したほか、県内産原木の使用再開に向け、原木の放射性物質検査等を実施しました。引き続き生産再開に向けた取組を継続していきます。

※ 家畜伝染病発生予防については、第 5 期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

(3)事業者の取組への支援

- 食品等事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進については、研修会等により HACCP の理解を深め、HACCP 認証取得を支援してきました。HACCP 制度化に伴う周知徹底が課題となっています。
- 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大については、地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を支援しました※。

※ 外食産業における自主的な原材料の原産地表示の取組拡大については、第 5 期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

2 監視指導及び検査の徹底

(1)生産段階における安全性の確保

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等に基づく立入検査及び監視体制の強化については、農薬販売者及び使用者を対象に立入検査を実施しました。帳簿や使用記録簿の不備等が見られるのが課題となっています。また、魚類養殖業者に巡回指導を行いました。今後も、関係者の意識醸成に努める必要があります。
- 肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施については、肥料生産業者や飼料製造工場に立入検査を行い、肥飼料の収去・分析を行いました。検査及び指導の継続が必要です。
- 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導については、立入検査や適正使用に関する指導を行いました。監視指導の継続が必要です。
- 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施については、早期発見の体制を整備しました。継続的な取組が必要です※。

※ 家畜伝染病の防疫体制については、第 5 期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

(2)流通・販売段階における安全性の確保

- 食品営業施設の監視指導の徹底については、監視指導のほか、食中毒予防啓発を実施しました。HACCP 制度化に伴う導入支援や指導が課題となっています。
- 食品検査による安全性の確保については、食品の規格基準、残留農薬、添加物等の検査を実施しました。違反事例の傾向を踏まえた検査の実施が必要です。

- 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底については、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施するとともに、と畜検査・食鳥検査を実施しました。
- 米穀事業者の監視指導の徹底については、東北農政局と連携しながら、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）に基づく立入検査を行いました。生産者への制度の周知啓発が課題です。

（３）食品表示の適正化の推進

- 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施については、食の 110 番、食品表示 110 番等に寄せられた相談や疑義情報に対応しました。継続的な対応が必要です。
- ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施については、県民参加で調査を実施し、食品表示の適正化を図りました。
- 食品表示に関する研修会等の実施については、研修会を開催したほか、出前講座等を行いました。継続的な普及啓発が必要です。

（４）食品の放射性物質検査の継続

- 県産農林水産畜産物等、県内に流通する食品及び学校給食等の放射性物質検査を実施しました。これまでの検査結果を踏まえ、検査の効率化について検討する必要があります。

Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

（１）情報の収集、分析及び公開

- 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供については、アンケートやセミナー等を活用するとともに、報道機関への資料提供や県ホームページ等の広報媒体により情報提供を行いました。若年層や訪日外国人観光客への情報発信が課題です。
- 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表については、食品衛生監視指導結果や食品の安全に関する情報を公表しました。

（２）生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

- 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進については、食品工場見学会及び生産者との交流会の開催や、「地域食と農の相談窓口」の設置、学校給食での県産食材利用拡大に向けた取組を行いました。給食センター化によるロットの大型化、納入時期及び量の明確化、コスト低減への対応等が課題となっています。
- 環境保全型農業については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の農産物の PR 販売会

及び消費者交流バスツアー等を行いました。認証農産物の利用拡大を図るため、消費者の理解促進が必要です。

- 関係団体等との連携・協働の推進については、「みやぎ水産の日」PR 等により、県産食材への理解促進に取り組みました。さらなる理解促進を図るため、関係団体及び企業等との連携継続が必要です。
- 食育の推進については、みやぎ食育・健康フェスタ等のイベント開催、みやぎ食育コーディネーターによる講座等を実施しました。講座等は内容を工夫しながら継続する必要があります。
- 農政部の食育の推進については、食材王国みやぎ「伝え人」制度や高校生地産地消お弁当コンテストを通じて、県産食材への関心と地産地消への理解を深めました。今後は、これらの事業の認知度向上が課題です。

(3)放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

- リスクコミュニケーションの充実については、放射性物質測定結果の情報提供、セミナーの開催、県産品の広報・PR を行いました。引き続き、風評払拭に向けた取組が必要です。
- 水道水の検査結果の公表については、市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を公表しました。
- 住民持ち込み測定については、市町村が実施した放射性物質測定結果を公表しました。持ち込み件数は減少していますが、不安払拭に向けた取組の継続が必要です。

2 県民参加

(1)県民総参加運動の展開

- 県民が参加する消費者モニター制度の推進については、研修会、食品工場見学会、生産者との交流会やアンケート調査を実施し、モニターだよりを発行しました。若年層への訴求が課題です。
- 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援については、「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業により支援し、商品貼付用ロゴマークシールの提供や集客行事への出展等を行いました。自主基準を公開する事業者の伸び悩みが課題となっています。
- 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発については、食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施しました。消費者等の関心や社会情勢に応じたテーマ設定が引き続き必要です。

(2)県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

- 県民の意見の把握については、消費者モニター及びセミナー参加者へのアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、パブリックコメント等により行いました。消費者モニターを対象とするアンケートの回答率が5割程度にとどまっていることが課題となっています。
- 食の安全安心に関する相談窓口の充実については、食の110番、食品表示110番を設置し、相談等

に対応しました。

Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

(1) 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

- 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進については、第3期計画の実施状況について、対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行いました。

(2) みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応

- みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応については、県庁内関係課室による食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。

(3) 食の安全に関する調査・研究の充実

- 食の安全に関する調査・研究の充実については、貝毒や食中毒に関する調査研究を行いました。貝毒発生の長期化が課題となっています。

(4) 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実

- 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実については、農地土壌の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。継続した調査が必要となっています。

(5) 国、都道府県、市町村、関係団体との連携

- 国、都道府県、市町村、関係団体との連携については、情報共有を行い、連携して健康被害や被疑情報等に対処しました。

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

(1) みやぎ食の安全安心推進会議の設置

- みやぎ食の安全安心推進会議については、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行いました。

Ⅳ 第4期計画における数値目標の達成状況

(1) 安全で安心できる食品の供給の確保

数値目標	基準値	実績値				目標値
	R1	R3	R4	R5	R6	R7
環境保全型農業直接支払交付金取組面積(ha)	4,296	4,068	3,916	3,962	4,309	5,619
国際水準GAP導入・認証総数(件)	160	161	153	154	152	260
耳標の装着率(%)	100	100	100	100	100	100
貝毒ブランクton観測定点調査実施率(%)	100	100	100	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数(人)	49	54	59	61	63	64
HACCP研修会参加施設数(施設)	110	164	130	106	199	200
肥料成分不足・違反点数違反割合(%)	0	2	0	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	6	8	6	5	3	0
食品営業施設の監視指導率(%)	116.0	75.8	99.7	110.6	120.4	100.0
食品検査率(%)	98.6	82.4	82.0	95.1	95.8	100.0
かき処理場等の監視指導率(%)	94.0	100.0	100.0	111.0	108.0	100.0
食品表示適正店舗数の割合(%)	99.7	事業休止	99.8	99.5	99.3	100.0
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数(回)	14	6	6	7	8	20
農産物の放射能物質検査計画に対する実施率(%)	100.0	113.0	100.0	100.0	100.0	100.0
林産物の放射能物質検査計画に対する実施率(%)	120.0	101.0	100.0	100.0	100.0	100.0
畜産物の放射能物質検査計画に対する実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水産物の放射能物質検査計画に対する実施率(%)	128.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
流通食品の放射能物質検査計画に対する実施率(%)	100.0	90.0	91.4	99.7	100.0	100.0

※計画件数以上の監視指導・検査を行った年は実績が100%を超えています。

(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立

数値目標	基準値	実績値				目標値
	R1	R3	R4	R5	R6	R7
食の安全安心ホームページアクセス数(件)	68,780	133,960	151,755	201,526	189,198	100,000
県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	50.2	62.0	63.5	62.1	65.7	70.0
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合(%)	39.0	36.7	39.8	41.5	42.9	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数(人)	36,196	16,201	25,016	22,145	43,018	40,000
消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	87	79	96	106	94	95
消費者モニター登録者数(人)	1,035	1,089	1,136	1,158	1,209	1,200
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,966	2,564	2,462	1,898	1,961	3,200
各種講習会の参加者数(人)	1,901	593	696	889	922	2,000
地方懇談会の開催回数(回)	18	8	12	10	11	20

第4 施策の展開

食の安全安心推進基本計画(第5期)施策体系一覧

大分類	中分類	小分類	No	個別施策	関連計画等
食の安全の確保	一次産業における適切な生産環境の確保	適切な生産資材製造業者の監視・検査	01	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			02	畜産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			03	水産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	水産業の振興に関する基本的な計画
		適切な生産に向けた生産者の指導	04	安全な農産物の生産に向けた指導	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			05	安全な畜産物の生産に向けた指導	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			06	安全な水産物の生産に向けた指導	水産業の振興に関する基本的な計画
			07	安全な林産物の生産に向けた指導	みやぎ森と緑の県民条例基本計画
		食の安全性確保に関する知見の蓄積	08	農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			09	畜産分野における調査研究による科学的知見の蓄積	みやぎ食と農の県民条例基本計画
			10	水産分野における調査研究による科学的知見の蓄積	水産業の振興に関する基本的な計画
			11	林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	みやぎ森と緑の県民条例基本計画
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	適切な監視指導及び食品検査の実施	12	食品営業施設の監視指導の徹底	宮城県食品衛生監視指導計画
			13	監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保	宮城県食品衛生監視指導計画
			14	食品表示の適正化に向けた調査等の実施	宮城県食品衛生監視指導計画 宮城県薬物乱用対策推進計画
			15	食品等に含まれる放射性物質検査の実施	農畜水産物等の放射性物質検査計画 宮城県食品衛生監視指導計画 等
		食品事業者による安全性確保に向けた支援	16	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援	宮城県食品衛生監視指導計画
			17	みやぎ食の安全安心取組宣言による自主基準の公開	宮城県食品衛生監視指導計画
食の安心の確保	県民参加体制の構築	幅広い県民意見収集機会の提供	18	食の安全安心に関する県民アンケートの実施	宮城県食品衛生監視指導計画
			19	監視指導計画に対するパブリックコメントの実施	宮城県食品衛生監視指導計画
			20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置	宮城県食品衛生監視指導計画
			21	食の安全安心に係る相談窓口の設置	みやぎ食と農の県民条例基本計画
		食の安全安心に関する情報発信	22	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信	宮城県食品衛生監視指導計画 みやぎ食と農の県民条例基本計画
			23	食の安全性に関する PR イベント等の開催	宮城県食品衛生監視指導計画
		消費者等に対する研修会等の実施	24	食の安全安心に係る各種研修会等の実施	宮城県食品衛生監視指導計画 宮城県食育推進プラン
			25	放射性物質に関するリスクコミュニケーションの充実	検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方
			26	食育の推進及び食に関する正しい知識の普及	宮城県食育推進プラン
			27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	危機管理体制整備と対応マニュアルの整備	28	食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有	
			29	継続的に安全を担保するための内部人材育成	

大分類Ⅰ： 食の安全の確保

生産から消費に至る一連の過程（以下、一連の過程という。）に置いて、関係法令等に基づく検査・監視・指導等を実施することで、科学的知見に基づく食の安全性の確保を実現します。

大分類Ⅰは二つの中分類、生産段階の「一次産業における適切な生産環境の確保」と製造～消費段階の「食品の適切な製造・流通・消費環境の確保」で構成されます。

大分類Ⅱ： 食の安心の確保

一連の過程に置いて、生産者・事業者、消費者、行政が一体となった情報相互アクセス体制を構築し、必要な情報を常に共有し合うことによって、「分からない」「知らない」といった不安につながる状況を減らし、相互理解を深めるとともに、危害発生時において迅速に対応する危機管理体制を構築することで、食の安心の確保を実現します。

大分類Ⅱは二つの中分類、生産者・事業者、消費者、行政による情報相互アクセス体制の構築である「県民参加体制の構築」と危機管理体制の構築である「食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備」で構成されます。

略称課室名の正式名称一覧

略称	部局・課室名	略称	部局・課室名
原対課	復興・危機管理部 原子力安全対策課	みや米課	農政部 みやぎ米推進課
食暮課	環境生活部 食と暮らしの安全推進課	園推課	農政部 園芸推進課
健推課	保健福祉部 健康推進課	畜産課	農政部 畜産課
薬務課	保健福祉部 薬務課	家対室	農政部 家畜防疫対策室
農政室	農政部 農業政策室	水振課	水産林政部 水産業振興課
食産課	農政部 食産業振興課	水基課	水産林政部 水産業基盤整備課
なりわい課	農政部 農山漁村なりわい課	林振課	水産林政部 林業振興課
農振課	農政部 農業振興課	保体課	教育庁 保健体育安全課

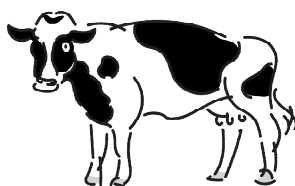
大分類Ⅰ： 食の安全の確保【安全】

中分類Ⅰ： 一次産業における適切な生産環境の確保

一連の過程の生産段階において、関係法令等に基づく各種検査・監視・指導等により、一次産業生産物の安全性を確保します。中分類Ⅰでは生産資材や設備などの「物」、事業者・生産者といった「人」、研究や調査といった「知」の、施策の対象別に小分類を構成しています。

中分類の段階	小分類 No	対象	小分類名
生産段階 (一次産業)	(1)	物	適切な生産資材製造業者の監視・検査
	(2)	人	適切な生産に向けた生産者の指導
	(3)	知	食の安全性確保に関する知見の蓄積

	小分類 No	施策 No	個別施策名
小分類を構成する施策	(1)	1	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
		2	畜産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
		3	水産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
	(2)	4	安全な農産物の生産に向けた指導
		5	安全な畜産物の生産に向けた指導
		6	安全な水産物の生産に向けた指導
		7	安全な林産物の生産に向けた指導
	(3)	8	農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
		9	畜産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
		10	水産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
		11	林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積



小分類(1): 適切な生産資材製造業者の監視・検査

不適正な資材の流通防止を目的に、農薬を含む生産資材の製造・流通事業者を対象とした各種検査・監視・指導等により、安全な資材の製造や流通販売の環境確保を実現します。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
(農業分野) 農薬販売者立入検査実施率 (%)	105	100 以上※
算出式: 実施件数 / 計画件数 × 100		
(畜産業分野) 家畜用飼料製造者立入検査実施率 (%)	100	100 以上※
算出式: 実施件数 / 計画件数 × 100		
(水産業分野) 養殖用飼料製造者立入検査実施率 (%)	100	100 以上※
算出式: 検査実施事業者数 / 全事業者数 × 100		

※調査の結果、基準値を超えた場合は計画以上に調査を実施するため、毎年度 100%を下回らないことを目標とする。

施策 1 農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進 (みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- みやぎ課
- 農薬の適正な販売環境を確保するため、農薬取締法に基づき、農薬販売者に対して、立入検査を実施します。
 - 農薬取扱者の資質向上を図るため、農薬管理指導士の養成研修、認定試験及び更新研修を実施します。

施策 2 畜産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進 (みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- 畜産課
- 家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料安全法に基づき、飼料製造及び販売業者への立入検査を実施します。

施策 3 水産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進 (水産業の振興に関する基本的な計画)

- 水整課
- 養殖用飼料の安全性の確保のため、飼料安全法に基づき、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を実施します。



農薬危害防止運動研修会



飼料の収去作業

小分類(2): 適切な生産に向けた生産者の指導

生産資材の不適正使用の防止等を目的に、生産者に対して適切な指導や周知を行うことで、農林水産業における安全な生産環境の確保を実現します。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
(農業分野) 農薬使用者立入検査実施率 (%)	75	100 以上※
算出式: 実施件数 / 計画件数 × 100		
(畜産業分野) 畜産物食品規格基準違反率 (%)	0	0
算出式: 基準違反件数 / 検査件数 × 100		
(水産業分野) 貝毒調査実施海域カバー率 (%)	100	100
算出式: 1 回以上の検査実施海域数 / 出荷実施海域数 × 100		
(林業分野) 原木きのこの出荷制限解除者数 (名)	61	66

※調査の結果、基準値を超えた場合は計画以上に調査を実施するため、毎年度 100%を下回らないことを目標とする。

施策 4 安全な農産物の生産に向けた指導 (みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- みやぎ課
- 農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進するため、関係機関と連携しながら指導体制を維持するとともに、農薬の使用が多い 6 月から 8 月に農薬危害防止運動を実施し、啓発リーフレットの配布や農薬危害防止研修会を開催します。
 - 安全で安心な農産物を供給するため、農薬取締法に基づき、農薬使用者に対して立入検査を実施します。

施策 5 安全な畜産物の生産に向けた指導 (みやぎ食と農の県民条例基本計画、宮城県食品衛生監視指導計画)

- 畜産課
- 安全な畜産物を生産するため、家畜用飼料等の適正な管理及び使用について、畜産農家への検査指導を実施します。

施策 6 安全な水産物の生産に向けた指導 (水産業の振興に関する基本的な計画)

- 水基課
- 安全な養殖魚の生産体制を構築するため、事業者に対して医薬品の適正使用や養殖管理の実施に対する指導を実施します。

施策 7 安全な林産物の生産に向けた指導 (みやぎ森と緑の県民条例基本計画)

- 林振課
- 出荷制限を受けている特用林産物等の生産再開と生産振興のため、汚染の無い生産資材の購入支援、生産工程管理の徹底等を行います。

小分類(3): 食の安全性確保に関する知見の蓄積

科学的知見の蓄積を目的に、安全な生産を実現するための各種研究や調査を実施します。



施策8 農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積

(みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- みやぎ課
- カドミウム基準値超過米の発生抑制のため、適正な水管理の徹底を図るとともに、関係機関と連携して基準値超過米の市場流通防止および各種調査を実施します。また、カドミウム低吸収イネの現地実証に取り組み、栽培方法等の検討材料として活用します。

施策9 畜産分野における調査研究による科学的知見の蓄積

(みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- 畜産課
- 安全な畜産物を生産するため、牧草の放射性物質検査を継続して実施するとともに、牧草への放射性物質移行を抑制する栽培管理技術等を検証します。

施策10 水産分野における調査研究による科学的知見の蓄積

(水産業の振興に関する基本的な計画)

- 水基課
- 食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持・構築します。特にまひ性貝毒については、震災後の貝毒発生機構を解明し、監視体制の最適化につなげます。
 - ノロウイルス対策については、漁業協同組合が引き続き自主検査を実施し、衛生管理体制の強化を図ります。

施策11 林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積

(みやぎ森と緑の県民条例基本計画)

- 林振課
- きのこ原木としての県内原木林の再生及び利用再開に向け、県内広葉樹林の放射性物質調査等を引き続き実施し、知見の集積を図ります。



カドミウム吸収抑制のための湛水管理



萌芽枝(検体)の採取

大分類Ⅰ： 食の安全の確保

中分類Ⅱ： 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保

製造～消費段階を対象とした関係法令等に基づく各種検査・監視・指導等により、流通食品の安全性を確保します。中分類Ⅱでは製造設備や食品などの「物」、事業者・生産者などの「人」といった、施策の対象別に小分類を構成しています。

中分類の段階	小分類 No	対象	小分類名
製造 ～消費段階	(4)	物	適切な監視指導及び食品検査の実施
	(5)	人	食品事業者による安全性確保に向けた支援

	小分類 No	施策 No	個別施策名
小分類を構成する施策	(4)	12	食品営業施設の監視指導の徹底
		13	監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保
		14	食品表示の適正化に向けた調査等の実施
		15	食品等に含まれる放射性物質検査の実施
	(5)	16	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援
		17	みやぎ食の安全安心取組宣言による自主基準の公開



小分類(4)：適切な監視指導及び食品検査の実施

不適正な食品の流通防止を目的に、製造～消費段階において、食品製造施設や流通する食品といった【物】を対象とした監視指導や各種検査を適切に実施することで、食の安全性を確保します。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
監視指導実施率（％） 算出式：実施件数／計画件数×100	110.6	100 以上※
食品検査実施率（％） 算出式：実施件数／計画件数×100	95.1	100
食品表示ウォッチャー調査における再指導店舗数（店舗） 算出方法：2 年連続指導店舗数	2	0

※指導の結果、違反があった場合は計画以上に指導を実施するため、毎年度 100%を下回らないことを目標とする。

施策 12 食品営業施設の監視指導の徹底（宮城県食品衛生監視指導計画）

- 食養課
- 食品の安全性確保のため、宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的な監視及び指導を実施します。
 - 食中毒発生時は被害拡大防止のため、食品衛生法に基づき立入調査を実施し、原因や汚染経路の特定等、迅速に対応します。
 - 県民からの相談、問い合わせに対応するため、「食の 110 番」、消費生活センター及び食品相談窓口等に寄せられた被疑情報については、関係法令に基づき、国、市町村及び県機関内で連携強化を図りながら、適切に調査・指導を行います。

施策 13 監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保（宮城県食品衛生監視指導計画）

- 食養課
- 不適正な食品の流通防止のため、食品衛生法に基づき、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準検査、食品中の残留農薬、添加物、アレルギー物質等の検査を実施します。
 - 食肉の安全性確保のため、関係法令に基づき、と畜検査、食肉検査、食肉及び食鳥肉に残留する動物医薬品等の検査及び腸管出血性大腸菌検査および牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の BSE スクリーニング検査等を実施します。

施策 14 食品表示の適正化に向けた調査等の実施（宮城県薬物乱用対策推進計画、宮城県食品衛生監視指導計画 等）

- 薬務課
- 不適正な商品の流通防止のため、食品に対して医薬品的な効能・効果の表示や広告が行われていないか監視指導を行うとともに、流通実態の把握と取締り実施等を目的として、県内販売店における買い上げ調査を実施します。
 - 健康食品や危険ドラッグによる健康被害防止のため、ホームページや会議・研修会等を活用して周知を図ります。
- 食養課
- 適正な表示を確保するため、アレルギー物質、健康食品をはじめ、各種食品表示の遵守状況等を点検し、製造所、販売店舗等における監視指導を実施します。
 - 県民からの相談、問い合わせに対応するため、「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報について、関係法令に基づき、国、市町村及び県機関内で連携強化を図りながら、随時、適正表示に向けた調査・指導を行います。

- 原対課 ● 県民の不安解消を図るため、国が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、関係課室が県産農林水産畜産物の放射性物質検査や流通食品の検査を実施するとともに、その検査結果及び市町村が実施する水道水や自家消費農産物等の検査の結果並びにその他関連情報を県ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」等で速やかに公表します。

小分類 (5)： 食品事業者による安全性確保に向けた支援

衛生管理能力の高い事業者の増加を目的に、製造～消費段階における食品関連事業者といった【人】に対して、衛生管理能力の向上に資する各種支援や、各事業者の食の安全確保に向けた自主的な取組を普及推進することにより、食の安全性を確保します。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数（者）	1,898	2,500

- 食暮課 ● 食品衛生法に基づく HACCP 制度の定着のため、事業者の衛生管理計画の作成及び見直し等の中で、事業者の規模や衛生管理状況、食品特性に応じた技術的な助言等を公益社団法人宮城県食品衛生協会等、関係機関と連携して実施します。
- 水振課 ● 国際的に通用する食の安全安心を確保するため、水産加工事業者の HACCP 認証取得を支援します。

- 食暮課 ● 県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、食の安全安心に係る取組を自主基準として定め公開する生産者・事業者を随時募集・登録するとともに、登録した自主基準を県ホームページで公開します。



HACCP 研修会の様子



みやぎ食の安全安心取組宣言登録ステッカー

大分類Ⅱ： 食の安心の確保

中分類 3： 県民参加体制の構築

一連の過程に置いて、生産者・事業者、消費者、行政が一体となり、必要な情報を常に共有し合う情報相互アクセス体制の構築を図ります。中分類3は県民ニーズの情報収集、不安解消に向けた情報発信、情報を正しく理解するための知識向上を対象とした小分類で構成されます。

中分類の段階	小分類 No	対象	小分類名
生産 ～消費段階	(6)	情報 収集	幅広い県民意見収集機会の提供
	(7)	情報 発信	食の安全安心に関する情報発信
	(8)	知識 向上	消費者等に対する研修会等の実施

	小分類 No	施策 No	施策名
小分類を構成 する施策	(6)	18	食の安全安心に関する県民アンケートの実施
		19	監視指導計画に対するパブリックコメントの実施
		20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置
		21	食の安全安心に係る相談窓口の設置
	(7)	22	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信
		23	食の安全性に関する PR イベント等の開催
	(8)	24	食の安全安心に係る各種研修会等の実施
		25	放射線・放射能に関するリスクコミュニケーションの継続
		26	食育の推進及び食に関する正しい知識の普及



小分類(6): 幅広い県民意見収集機会の提供

県民ニーズの把握に対する満足度向上を目的に、生産から消費に至る一連の過程において、情報収集機会を幅広く提供し、適切に施策に反映させることで食の安心確保を図ります。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
県民アンケートにおける情報収集に対する満足度 (%)	—※	70
算出式: 「満足」「概ね満足」回答者合計数/アンケート回答者数×100		
※新規に創設した項目であるため基準値無し		

施策 18 食の安全安心に関する県民アンケートの実施 (宮城県食品衛生監視指導計画)

- 食暮課 ● 県民参加による食の安全安心確保対策を推進する上で、現状把握および県民意見を各種施策へ反映させるため、ポケットサインや消費者モニター制度の活用、県内大学等との連携による幅広い世代へのアンケートを実施します。

施策 19 監視指導計画に対するパブリックコメントの実施 (宮城県食品衛生監視指導計画)

- 食暮課 ● 県民の意見を幅広く収集するため、宮城県食品衛生監視指導計画に基づく結果の公表や次年度計画を策定する際のパブリックコメントを実施します。

施策 20 みやぎ食の安全安心推進会議の設置 (宮城県食品衛生監視指導計画)

- 食暮課 ● 県民意見の収集および適切な施策への反映を図るため、学識経験を有する者、消費者を代表する者及び生産者・事業者を代表する者により構成される審議会を設置し、食の安全安心の確保に関する重要事項について調査・審議・意見聴取します。

施策 21 食の安全安心に係る相談窓口の設置 (宮城県食品衛生監視指導計画、みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- 食暮課 ● 広く県民の意見・相談を収集するため、「食の安全安心に関する総合窓口」や「食の 110 番」、「食品表示 110 番」等、全ての県民が気軽に相談や通報ができる窓口を設置・周知します。
- 農振課 ● 生活者の食と農に関する意向把握や理解促進を図るため、「地域食と農の相談窓口」において、生活者の食と農の疑問等に答えるとともに、当該窓口についてホームページ等で周知します。

県民アンケート調査の実施



みやぎ食の安全安心推進会議の開催

小分類(7)： 食の安全安心に関する情報発信

安心感、信頼感に繋がる情報発信に対する満足度向上を目的に、生産から消費に至る一連の過程において、収集した県民ニーズへの対応や県からの情報提供、県民と事業者の相互理解の促進することで食の安心確保を図ります。



数値目標

R5 年度基準値

R13 年度目標値

県民アンケートにおける情報発信に対する満足度 (%)

—※

70

算出式：「満足」「概ね満足」回答者合計数／アンケート回答者数×100

※新規に創設した項目であるため基準値無し

施策 22 各種広告媒体を使用した積極的な情報発信 (宮城県食品衛生監視指導計画、みやぎ食と農の県民条例基本計画)

- 食暮課 ● 正しい情報を継続的に発信するため、収集した情報を分析し、食の安全安心に関する適切な情報発信を SNS 等の各種広報媒体を活用し実施します。
- 農政室 ● 県内小中学校児童・生徒のみやぎの食と農に対する理解促進に向けた取組などにより、みやぎの食材の利用拡大を図ります。

施策 23 食の安全性に関する PR イベント等の開催 (宮城県食品衛生監視指導計画、宮城県食育推進プラン)

- 食暮課 ● 消費者及び生産者・事業者の相互理解を促進するため、食品工場見学会、生産者との交流会及び研修会、地方振興事務所関係箇所と連携した地方懇談会等を開催します。
- 健推課 ● 地域食材の活用や食の安全安心に関する理解促進のため、食育コーディネーター等に研修会を実施します。
- 保体課 ● 学校給食における地場産物の活用率の向上を図るため、学校給食関係者との情報共有により相互理解を深めます。



食の安全安心に係る情報誌

生産者と消費者の相互理解促進イベント

小分類(8)：消費者等に対する研修会等の実施

県や事業者から発信される情報を正しく理解するための知識習得に対する満足度向上を目的に、食の安全安心に関する研修会の開催や、食育を実施することで食の安心確保を図ります。



数値目標	R5 年度基準値	R13 年度目標値
県民アンケートにおける知識習得に対する満足度 (%)	—※	70
算出式：「満足」「概ね満足」回答者合計数／アンケート回答者数×100		

※新規に創設した項目であるため基準値無し

施策 24 食の安全安心に係る各種研修会等の実施 (宮城県食品衛生監視指導計画)

- 食育課 ● 県民の食の安全安心に関する正しい知識習得・知識向上のため、食の安全性に関するセミナーや、要望に応じた出前講座を開催します。

施策 25 放射線・放射能に関するリスクコミュニケーションの継続 (検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)

- 原対課 ● 放射線・放射能に関する正しい知識を啓発するため、県ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」の運営やパンフレットを作成及び配布します。
- 県民の不安解消と風評の払拭を図るため、県内市町村における放射線・放射能測定支援を引き続き行います。

施策 26 食育の推進及び食に関する正しい知識の普及 (宮城県食育推進プラン)

- 健推課 ● 子どもが楽しみながら食育を理解し実践するための啓発活動を実施します。
- 食育コーディネーターと連携し、地域の特色を生かした食育推進活動を子どもや若い世代を重点に実施します。
- 保体課 ● 学校給食等における安全安心に関する正しい知識や資質向上を図るため、栄養教諭等に研修会を実施します。



食の安全に係るセミナーの開催



出前講座

大分類Ⅱ： 食の安心の確保

中分類４： 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備

一連の過程に対する食の危機管理体制を構築し、食を起因とする健康被害の予防と発生時の迅速な対応を実現します。中分類４は県が適正に対応するためのマニュアル整備を対象とした小分類で構成され、体制そのものの整備から人材育成までを施策内容としています。

中分類の段階	小分類 No	対象	小分類名
生産 ～消費段階	(9)	危機 管理	危機管理体制整備と対応マニュアルの整備

	小分類 No	施策 No	施策名
小分類を構成 する施策	(9)	27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
		28	食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有
		29	継続的に安全を担保するための職員の人材育成



小分類(9)：危機管理体制整備と対応マニュアルの整備

県組織内の危機管理体制と各種危機を想定した対応マニュアルを整備することで、食を起因とした危害の発生予防及び危害発生時の迅速な対応を実現し、食の安心確保を図ります。



施策 27 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

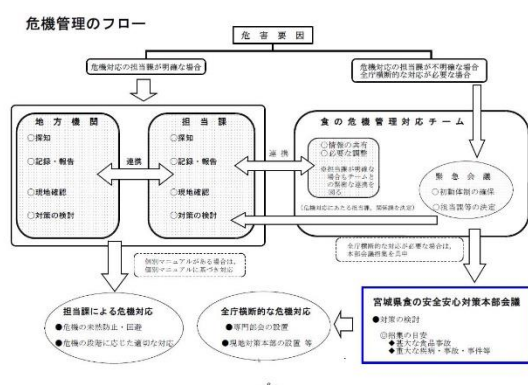
- 食暮課
- 食の安全安心確保に向けた施策の総合的かつ計画的な推進と県民の食生活等に重大な影響を及ぼす問題の早期解決のため、知事を本部長とする対策本部を組織し、部局横断的な体制の整備及び連携を強化します。
 - 部局を横断した危機管理体制を維持するため、関係各課に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所等に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員を配置します。

施策 28 食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有

- 食暮課
- 食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応のため、食の安全安心推進員で構成する危機管理対応チーム会議を定期的に開催します。
 - 食に関する危害が発生した場合は、県民の健康被害を最小限にとどめるため、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応し、県民及び報道機関へ適時適切に情報提供します。

施策 29 継続的に安全を担保するための職員の人材育成

- 食暮課
- 安全性を担保する継続的な体制構築のため、検査担当職員の検査技術や検査精度の向上、監視指導に従事する職員に対する衛生指導技術向上を目的とした研修を実施します。
 - 庁内関係課室における食の安全安心推進員の危機発生時の対応力向上を図るため、近年の健康被害発生事例を基にした机上訓練を実施します。



危機管理体制図



危機管理人材育成勉強会の実施

第5 基本計画の推進と関連計画

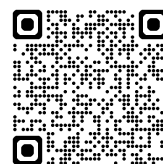
食品安全行政においては、農林水産、食育等各行政分野と密接な関係があることから、より効率的・効果的な施策の展開となるよう、下記の各部局が所管する関連計画との連携を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、基本計画を着実に推進するため、進捗状況の点検を行うとともに、推進会議に点検結果を報告し、食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。

さらに、県民に対する説明責任を果たすため、食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については、毎年度広く県民に公表し、着実な基本計画の推進に努めていきます。

宮城県食育推進プラン

担当部局：保健福祉部

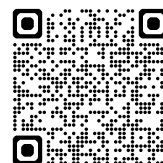
計画概要 健全で豊かな食生活を次世代へ継承するとともに、一人一人が自らの食に関する考え方や正しい知識、郷土の食への愛着を持ち、健やかに宮城で暮らせるよう、食育の推進を図ること、県民の皆様が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送れるよう策定したプランです。



みやぎ食と農の県民条例基本計画

担当部局：農政部

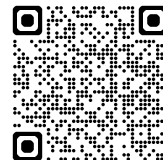
計画概要 「みやぎ食と農の県民条例」で掲げる4つの目標（安全で安心な食料の安定供給、農業の持続的発展、多面的機能の発揮、農村の総合的な振興）を実現するため、農業・農村の振興に関する概ね10年間の期間として定めた計画です。



宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画

担当部局：農政部

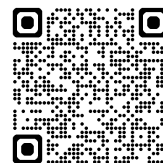
計画概要 「みどりの食料システム法」に基づき、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本県の農林水産業が持続的に発展し、我が国における食料供給基地としての役割を果たしていけるよう、県と市町村が共同で策定するものです。



水産業の振興に関する基本的な計画

担当部局：水産林政部

計画概要 「みやぎ海とさかなの県民条例」に掲げる基本理念の実現に向け、本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、現計画は、新たに取り組むべき課題や近年の本県水産業を巡る情勢変化に対応できる本県水産業の新たな総合計画です。



みやぎ森と緑の県民条例基本計画

担当部局：水産林政部

計画概要 本県の森林、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に向けて、本県の目指すべき森林、林業・木材産業の将来像と行政運営の理念、平成30年度から令和9年度までの10年間に取り組むべき施策や到達目標などを提示しています。

